平成２２年（再ロ）第１２号
宮崎市清武町木原5926番地３
再生債務者　外山　優子
１　決定年月日時　平成23年１月５日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月２日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月16日から平成23年２月24日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第５号
函館市美原５丁目46番16号
再生債務者　蛯谷　浩
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月24日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月26日まで
平成23年１月５日　函館地方裁判所
平成２２年（再ロ）第１２号
秋田県横手市十文字町仁井田字大道北11番地７
再生債務者　鈴木志津江
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月26日まで
平成23年１月５日　秋田地方裁判所横手支部
平成２２年（再ロ）第７号
新潟県長岡市松葉２丁目２番20号
再生債務者　関谷　浩
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月26日まで
平成23年１月５日
新潟地方裁判所長岡支部再生係
平成２２年（再ロ）第８１号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目６番３―505号
再生債務者　大津　友宏
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月15日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年２月２日まで
平成23年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（再ロ）第１０１１９号
東京都府中市若松町４―19―23
再生債務者　加治佐正人
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月19日まで
平成23年１月５日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１０００２号
茨城県水戸市新原１丁目23番９号
再生債務者　宮内　孝頼
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年12月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年１月27日まで
平成23年１月６日　水戸地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１４号
神戸市兵庫区西柳原町６番10―302号
再生債務者　黒田　勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月４日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
平成２２年（再ロ）第３号
山形県西置賜郡小国町大字若山325番地１
再生債務者　舟山　昭仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月５日　山形地方裁判所米沢支部
平成２２年（再ロ）第８号
名古屋市北区西味鋺３丁目321番地
再生債務者　名田　真
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月４日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（再ロ）第３１号
京都市伏見区横大路下三栖東ノ口１番地51
再生債務者　金田　正一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係
平成２２年（再ロ）第１０号
沖縄県那覇市牧志３丁目24番29号　グレイスハイム喜納Ⅱ203
再生債務者　金城　幸子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年12月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月４日
那覇地方裁判所民事第３部
平成２２年（再ロ）第１２号
山形県上山市三本松126番地の27
再生債務者　小原　栄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月５日　山形地方裁判所民事部
平成２２年（再ロ）第８号
福島市宮代字宝田前12番地の87
再生債務者　岩田　昌昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年１月５日　福島地方裁判所

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は、確定給付企業年金法第111条の規定により解散の認可があったものとみなされたので、厚生年金保険法第116条及び確定給付企業年金法施行令第76条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．厚生年金基金の名称　パノラマ・ホテルズ厚生年金基金
２．事務所の所在地　東京都港区赤坂１丁目12番20号
３．設立事業所の名称及び所在地　ＩＨＧ・ＡＮＡ・ホテルズグループジャパン合同会社　東京都港区赤坂　株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン　東京都渋谷区恵比寿　パノラマ・ホテルズ厚生年金基金　東京都港区赤坂　パノラマ・ホテルズ健康保険組合　東京都港区赤坂　株式会社セントラル・ホテルズ札幌ホテル事業所　北海道札幌市中央区　株式会社ホライズン・ホテルズ千歳ホテル事業所　北海道千歳市北栄　株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン東京ホテル事業所　東京都港区赤坂　株式会社ホライズン・ホテルズ成田ホテル事業所　千葉県成田市堀之内　株式会社セントラル・ホテルズ品川ホテル事業所　東京都港区港南　株式会社ＡＮＡケータリングサービス　東京都大田区羽田空港　株式会社ホライズン・ホテルズ金沢ホテル事業所　石川県金沢市昭和町　株式会社ホライズン・ホテルズ富山ホテル事業所　富山県富山市大手町　裕進観光株式会社　京都府京都市中京区堀川通　株式会社セントラル・ホテルズ大阪ホテル事業所　大阪府大阪市北区堂島浜　株式会社ホライズン・ホテルズ広島ホテル事業所　広島県広島市中区中町　株式会社ユービーイーホテルズ　山口県宇部市相生町　株式会社ホライズン・ホテルズ博多ホテル事業所　福岡県福岡市博多区博多駅前　株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン万座ホテル事業所　沖縄県国頭郡恩納村　株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン石垣ホテル事業所　沖縄県石垣市真栄里　株式会社パノラマ・ホテルズ・ワン　沖縄県那覇市泉崎
４．解散の理由及び確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた旨　厚生年金保険法第145条第１項第１号及び確定給付企業年金法第111条第３項による。
５．確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日　平成23年１月１日
平成 23 年１月 14 日
東京都港区赤坂１丁目12番20号
パノラマ・ホテルズ厚生年金基金
理事長　吉岡　誠